（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第十九条　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第三項中「少年法」を「又は少年法」に改め、「、又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の処分を受けて退院するとき」を削り、同条第四項中「若しくは売春防止法第十七条の処分を受けて婦人補導院に在院している場合」を削る。

第六十三条第一項中「若しくは婦人補導院」を削り、同条第二項中「基き」を「基づき」に改め、「若しくは婦人補導院」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

（麻薬及び向精神薬取締法等の一部改正）

第二十条　次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に改める。

一　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の五

二　矯正医官の兼業の特例等に関する法律（平成二十七年法律第六十二号）第二条第一号

三　再犯の防止等の推進に関する法律（平成二十八年法律第百四号）第三条第二項

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十一条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「、婦人補導院」を削る。

（矯正医官修学資金貸与法の一部改正）

第二十二条　矯正医官修学資金貸与法（昭和三十六年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第二十三条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「収容保護」を「同項に規定する自立支援」に改める。

（母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正）

第二十四条　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十五条第一項」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十一条第一項」に、「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

（児童手当法の一部改正）

第二十五条　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設（以下「婦人保護施設」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設（同号において「女性自立支援施設」に改める。

第四条第一項第四号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

（行政手続法及び行政不服審査法の一部改正）

第二十六条　次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所又は婦人補導院」を「又は少年鑑別所」に改める。

一　行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三条第一項第八号

二　行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第七条第一項第九号

（更生保護事業法の一部改正）

第二十七条　更生保護事業法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号中「。次号において同じ」を削り、同項第九号を同項第十号とする。

（更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　施行日前に婦人補導院に収容された者については、施行日以後は、更生保護事業法第二条第五項に規定する被保護者とみなす。

（児童虐待の防止等に関する法律の一部改正）

第二十九条　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に、「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正）

第三十条　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同条第三項第一号中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改め、同条第四項中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第二十七条の見出し中「市」を「市町村」に改め、同条第一項第一号中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同項第二号中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、「含む。）」の下に「及びこれに伴い必要な事務」を加え、同項第三号中「都道府県知事の委嘱する婦人相談員」を「都道府県が置く女性相談支援員」に改め、同条第二項中「市」を「市町村」に、「その長の委嘱する婦人相談員」を「市町村が置く女性相談支援員」に改める。

第二十八条第二項第二号中「市」を「市町村」に改める。

（更生保護法の一部改正）

第三十一条　更生保護法の一部を次のように改正する。

第十三条中「、婦人補導院の長」を削る。

第十六条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第二十三条第一項第二号中「並びに売春防止法第二十五条第四項」を削り、同項第三号中「並びに売春防止法第二十五条第四項」を削る。

第二十七条第三項中「若しくは婦人補導院」を削り、「、少年院の長又は婦人補導院の長」を「又は少年院の長」に改め、同条第四項中「（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）」及び「（同法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）」を削る。

第二十九条第一号中「この法律及び売春防止法の定めるところにより、」を削る。

（更生保護法の一部改正に伴う調整規定）

第三十二条　施行日が刑法等の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、前条のうち更生保護法第十六条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする改正規定中「第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号」とあるのは、「第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正）

第三十三条　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「売春防止法」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）附則第四条の規定による改正前の売春防止法」に改める。